

鳥取市水道局優良建設工事表彰要領

(目的)

第1条 この要領は、鳥取市水道局が発注した建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）において、優良な工事（以下「優良建設工事」という。）を表彰することにより、建設業者の施工意欲及び施工能力の向上を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 表彰の対象とする工事は、鳥取市水道局発注の建設工事のうち一般競争入札又は指名競争入札に係るものであって、前年度に完成したものとする。

(鳥取市水道局優良建設工事審査委員会)

第3条 優良建設工事の認定を行うため、鳥取市水道局優良建設工事審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員は、副局長、次長、課長及び所長をもって組織する。
- 3 委員会に委員長を置き、副局長をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 5 委員会は優良建設工事の認定を行うに当たり、委員長が招集する。
- 6 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

(優良建設工事の選定)

第4条 検査員（鳥取市水道局工事検査規程（平成13年鳥取市水道事業管理規程第4号）

第5条に規定する検査員をいう。）は、優良建設工事と認められる建設工事を選定し、建設工事を所管する課（所）長（以下「主管課長等」という。）に報告する。

- 2 主管課長等は、前項で報告された建設工事について、現場の調査、設計書の確認及び推薦理由等を付して、委員会に推薦するものとする。

(委員会の審議)

第5条 委員会は、優良建設工事の推薦があったときは、前条の推薦に基づき当該建設工事の審査を行い、優良建設工事を認定するものとする。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、賛否同数のときは委員長の決するところによる。

(表彰)

第6条 管理者は、前条の規定により認定された優良建設工事を施工した建設業者に対し、表彰状を授与するものとする。

- 2 表彰は年1回行うものとする。

(表彰の取り消し)

第7条 表彰が決定した工事の施工者が、当該年度の優良建設工事表彰式までに建設業法違反等による行政処分又は指名停止を受けた場合は、表彰決定を取り消す。

(庶務)

第8条 表彰に関する庶務は、資産管理課において処理するものとする。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、優良建設工事の選定、認定及び表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行し、平成25年度以後に完成した建設工事について適用する。

附 則

この要領は、平成28年5月12日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月5日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年5月13日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年5月18日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年7月17日から施行し、令和8年4月1日から適用する。